

無 災 害 記 録 表 彰 規 程

建設業労働災害防止協会福岡県支部

1 目 的

この表彰は、各分会ごとに会員事業場の中から1年間において、一定の無災害延労働時間数を記録した事業場を対象とし、次の表彰区分に応じて、支部長が表彰する。

2 表彰の区分

この表彰は、福岡県内における建設工事現場の単独有期事業及び一括有期事業の労災保険の成立毎とし、表彰の対象とする一定の無災害延労働時間数は、次のとおりとする。

単
独
有
期
工
事
（
現
場
表
彰
）

- (1) 単独有期工事で請負金10億円以上であって、延労働時間数が5万時間以上のもの
- (2) 単独有期工事で請負金が5億円以上～10億円未満であって、延労働時間数が3万時間以上のもの
- (3) 単独有期工事1.8億円(税抜)以上～5億円未満であって、延労働時間数が1万時間以上のもの
- (4) 単独有期工事1.8億円(税抜)未満であって、延労働時間数が5千時間以上のもの。但し表彰は上位3現場とする。(2018.5.7安全対策委員会において追加)

一
括
有
期
事
業
工
事
（
会
社
表
彰
）

- (5) 一括有期事業工事(福岡県内で施工した1.8億円(税抜)未満の工事の延労働時間数の総計)
 - ① 延労働時間数が5千時間以上の事業場
 - ② 延労働時間数が5千時間未満の事業場

3 表彰の期間

この表彰の対象とする1年間は、毎年4月1日より翌年の3月31日までの1年間とする。但し、1ヵ年以上に亘って施工する工事については、前記の期間ごとに表彰の対象とすることができる。

4 表彰の方法

- ① この表彰は、支部長名とし、分会長が支部長に代わり授与する。
- ② 表彰数は、各賞とも延労働時間数の多いものから原則として上位5現場(事業場)までとする。
- ③ 表彰の時期は、毎年、各分会の総会開催時等に行うものとする。
- ④ 表彰状は支部で作成し、必要数を各分会に交付する。

5 表彰の申請

- ① 表彰の推薦書は、別途定める様式に基づき、毎年4月末までに提出する。
但し、提出先は次のとおりとする。
- イ 単独有期工事については、労働保険成立の所轄労働基準監督署所属分会とする。
- ロ 一括有期工事については、福岡県内の工事を対象とし、労働保険成立の所轄労働基準監督署所属分会とする。

平成15年 4月1日 制 定
平成27年 4月1日 改 訂
平成30年 5月7日 改 訂
(2)

無 災 害 記 録 表 彰 規 程 内 規

- 1 表彰の審査は、分会の事務局において行う。
但し、分会に審査委員会等をおくことができる。
- 2 分会長は審査結果を支部長宛に報告する。
- 3 単独有期工事(1)・(2)・(3)において、各賞で1事業場が複数に及んだ場合は、上位の賞を表彰対象とする(共同企業体工事も含む)。
- 4 表彰数は、各賞共、各分会の実情に応じて変えることができる。